国民健康保険

加入・脱退の届け出が遅れると思わぬ負担が!



退職などで職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の加入意思にかかわらず、またお医者さんにかからなくても、加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税も同時に、加入義務の生じた月からさかの ぼって課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一 度にまとめて納めることになると、大きな負担となり ます。また、医療機関では、保険証の提示がなければ、 特別の理由がない限り、全額自己負担となってしまい ます。さらに、健康保険の適用がないと、かなり割高 になる場合もあります。

急病やけがをしたときに慌てないためにも、お早め (14日以内)に市の窓口で手続きをし、保険証を受け取ってください。

また、就職などでほかの健康保険に加入し、国保の 資格が無くなったにもかかわらず、国保の保険証を使っ て診察を受けると、後日その医療費を返還することに なり、一度に多額の負担となる場合もあります。

加入と同様に、脱退の手続きもお忘れなくお願いします。

こんなときには14日以内に保険年金課へ届け出を!

	こんなとき	持っていくもの
	ほかの市区町村から転入して来たとき	転出証明書、写真付き身分証明書 ※1
	ほかの健康保険などを脱退したとき	健保などの離脱証明書、写真付き身分証明書 ※1
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、写真付き身分証明書 ※ 1
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑、世帯主の通帳 ※1
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証、パスポート ※ 1
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証 ※ 2
	ほかの健康保険などに加入したとき	国保と健保などの両方の保険証 ※2
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証 ※ 2
	死亡したとき	葬祭日時を証明するもの、保険証、印鑑、喪主の通帳 ※2
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証、保険証 ※ 2
そのほか	退職者医療制度に該当するとき	保険証、年金証書
	住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき	保険証
	保険証を無くしたとき・汚して使えなくなったとき	写真付き身分証明書、印鑑
	長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
	修学のため市外で居住するとき	保険証、在学証明書、印鑑

^{※1} 同じ世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、その保険証をお持ちください

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金保険料が4月から14,100円に引き上げられます。現金払いでの前納を希望する人は、4月に社会保険庁から郵送される納付書で4月30日(今年は30日が休日のため5月1日(火))までに最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。 ※4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)へ連絡してください。



学生納付特例制度は学生で国民年金保険料を納められないとき、保険料納付を猶予し、卒業してから後払い(追納)できる制度です。手続きは年金手帳、学生証(写しでも可、ただし有効期限が裏面に記載されているものは、裏面の写しも必要)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持つて保険年金課および各支所住民課へ。申請は毎年度必要です。

^{※2} 高齢受給者証の交付を受けている人は、受給者証をお持ちください